人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一七―一七二

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一（第一条関係）

一～六　（略）

七　警察庁

組織	官職	区分
内部部局	（略）	（略）
	室長（人事院の定めるものに限る。）	二種
	監察官（人事院の定めるものに限る。）	
	工場長	（略）
（略）	（略）	（略）

八～二十七　（略）

二十八　厚生労働省

組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）
国立社会保障・人口問題研究所	所長	一種
	副所長	（略）
	部長	二種
	課長	四種
	室長（人事院の定めるものに限る。）	
	主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	

改正前

別表第一（第一条関係）

一～六　（略）

七　警察庁

組織	官職	区分
内部部局	（略）	（略）
	室長（人事院の定めるものに限る。）	二種
	政策企画官（人事院の定めるものに限る。）	
	工場長	（略）
（略）	（略）	（略）

八～二十七　（略）

二十八　厚生労働省

組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）
国立社会保障・人口問題研究所	所長	一種
	副所長	（略）
	部長	二種
	課長	四種
	室長（人事院の定めるものに限る。）	
	主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	
国立感染症研究所	副所長	一種
	部長	二種
	総括研究官（人事院の定めるものに限る。）	三種
	室長（人事院の定めるものに限る。）	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）
	課長	四種
	主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	